

# 新潟市立和納小学校 いじめ防止対策基本方針

## 【定義】：いじめ防止対策推進法より

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

## 【基本理念】

いじめは決して許されないことであるとともに、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携し、未然防止と解消に当たる。

## 【学校（教職員）の責務】

基本理念にのっとり、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、在籍児童にわずかでも兆候が見られた時には、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 【保護者の責務】

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子がいじめを行うことがないように、当該子に対し規範意識を養うための指導に努めるものとする。

保護者は国・地方公共団体・学校設置者およびその設置する学校が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努めるものとする。

## 【具体的方策】

**「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底する。**

◇ いじめの予防と早期発見，早期解決に向けた方策＝いじめ見逃し<sup>ゼロ</sup>0

### （1）児童の多面的な理解と変化の早期発見・即時対応

全教職員は全児童に積極的に関わり、児童の情報を日常的に交換し合い、多面的な理解に努め、児童の真意に合った指導をしていくものとする。

児童の変化についての話題が職員室の日常会話になる、環境づくりを

し、全職員で全児童を見る体制づくりをする。

「いじめたかどうか」ではなく、「助けたかどうか」を厳しく問える学級づくりをすすめていく。

(2) 年2回の学校生活アンケートと教育相談の連動

児童一人一人の声に耳を傾け、より児童の目線に立った実態把握に努める。いじめ0の数値を目指すのではなく、いじめ見逃し0を目指し、きめ細やかな対応をするものとする。

(3) インターネットによるいじめの防止策

児童のインターネットや携帯電話等の利用状況を調査し、適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行い、情報モラル教育の充実に努めるものとする。

(4) 地域をあげて子どもを守り育てるために、学校や家庭、子どもの健全育成に関わる関係諸団体、機関、所轄警察署等と連携し、情報交換と行動連携に努めるものとする。

(5) 保育園・中学校との連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させるものとする。

◇いじめ発生時の対策

いじめが発生した場合は即時、いじめ対策特設委員会を設置し、迅速かつ丁寧な指導を行うものとする。

問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行い、確実な終結を図るものとする。

特設委員会は、校長を委員長とし、生活指導主任を主任とする。構成員は特設委員長と主任の指示のもと、必要な職員がこれにあたる。